

富士見市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権以外のものをいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）を整備するものとする。ただし、証明書発行手数料その他債権の性質上市長が特に必要がないと認める債権については、この限りでない。

(情報の共有)

第6条 市長は、強制徴収公債権について、履行期限までに履行されないときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の市の債権の管理により知り得た情報を利用することができる。

2 市長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について、履行期限までに履行されないときは、当該非強制徴収公債権等の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収公債権等以外の非強制徴収公債権等の管理により知り得た情報を利用することができる。

(指導助言)

第7条 市長は、市の債権の管理に関する事務の処理を遂行するに当たり、債務者に著しい生活困窮状態その他特別の事情があるときは、当該債務者の生活再建に資するよう適切な指導又は助言を行うものとする。

(徴収計画)

第8条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、徴収計画を策定するものとする。

2 市長は、債権ごとの徴収状況を十分に考慮し、前項の徴収計画を適宜見直すものとする。

(延滞金)

第9条 強制徴収公債権及び非強制徴収公債権について督促を受けた者が、納期限後にその納付額を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の規定により延滞金額を計算する場合において、当該納付金額が2,000円未満であるときはその全額を、当該納付金額が2,000円以上で、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額が1,000円未満であるときはその全額を、当該延滞金額が1,000円以上で、100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てたものを当該延滞金額の確定金額とする。

(延滞金及び損害賠償金の減免)

第10条 市長は、市の債権について督促を受けた者が納期限までに納付しなかったことにやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金又は私債権の履行の遅延に係る損害賠償金（次条において「延滞金等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(放棄)

第11条 市長は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収公債権等及び延滞金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収公債権等及び延滞金等に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第171条の2又は自治令第171条の4の規定による措置をとっても、なお完全に履行されない当該非強制徴収公債権等及び延滞金等について、当該措置を終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難であることにより、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 自治令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該非強制徴収公債権等及び延滞金等について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難であることにより、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、かつ、資力の回復が困難であることにより、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 債務者が失踪、所在不明その他これらに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- (6) 私債権について、消滅時効が完成したとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収公債権等及び延滞金等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条の規定は、平成30年4月1日以後に発生する債権から適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。